

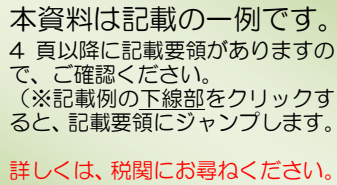
商 標 權

1	<u>整理</u>	No
—		

2 令和〇〇年〇〇月〇〇日

4 ※ 申立人 【公表】

法人番号又は国籍 ○○○○○○○○○○○○○○
(連絡先) 法務部 (知的財産担当)
担当者 港 マモル
電話番号 03-△△△△-□□□□
電子メールのアドレス【不開示】
○○○○○○○○○@△△△.××



外国法人の場合は、国籍を記載してください。

(函館、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、門司、長崎、沖縄地区) 税関長

6	※ <u>権利の種類</u> 【公表】	☐ 特許権 ☐ 実用新案権 ☐ 意匠権 ■ 商標権 ☐ 著作権 ☐ 著作隣接権 ☐ 育成者権
7	※ <u>登録番号及び登録年月日</u> 【公表】 (権利発生日月日)	第 1 2 3 4 5 6 7 号 令和〇〇年〇〇月〇〇日 (年 月 日) 複数の商標を申立てる場合は、7～9を繰返し記載してください。
8	※ <u>権利の存続期間</u> 【開示】	令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
9	※ <u>権利の範囲</u> 【公表】	商品区分 第 1 8 類 登録商標 指定商品 かばん類 等 CUSTOMS 詳細については、添付資料 1「登録原簿の謄本」及び添付資料 2「商標公報」参照
10	※ <u>権利者</u> 【公表】	住所 東京都千代田区〇〇町×番△号 A B C Dビル 氏名又は名称 株式会社カスタムス 法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (電話番号) 0 3 - △△△△ - □□□□
11	※ <u>専用実施権者、専用使用権者又は専用利用権者</u> 【開示】	住所 氏名又は名称 な し 法人番号 (電話番号)
		(権利設定範囲)
12	※ <u>通常実施権者、通常使用権者又は通常利用権者</u> 【開示】	住所 東京都港区〇〇 1 - 2 - 3 D E Fビル 氏名又は名称 カスタムワールド株式会社 法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (電話番号) 0 3 - △△△△ - □■□■ (承諾の範囲) 登録商標が付された商品の輸入及び日本国内での販売

13 3. 輸入差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等【公表】

※ 品 名	(例) ボストンバッグ、リュックサック
輸入統計品目番号 (9 桁)	○○○○. ○○-○○○、○○○○. ○○

分からない場合は記載不要です。

14 4. 侵害物品と認める理由【開示】

※
侵害すると認める物品は、本件登録商標に係る指定商品と同一又は類似の商品に、本件登録商標と同一又は類似の商標を付したものである。よって、当該物品が、正当な権原・理由なく、業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者によって輸入される場合には、関税法上の「商標権を侵害する物品」となる。
(添付資料 3「侵害の事実を疎明するための資料」参照)

15 5. 識別ポイント【開示の可否：□可、■否】

※
添付資料 4「識別ポイントに係る資料」参照

16 6. ライセンス料の基礎となる資料 (特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する物品の場合)【不開示】

※ (記載不要) 商標権の場合には記載不要です。

17 7. 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】

※ □ 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
□ 受理日から令和 年 月 日まで
■ 受理日から 4 年間

該当事項がない場合は記載不要ですが、取締りに有効と思われる事項ですので、把握しているものがあれば極力記載をお願いします。

18 8. その他参考となるべき事項**18** (1) 侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項【不開示】

予想される輸入者	住所 東京都台東区○○ 9-8-7 氏名又は名称 株式会社○○○ (○○○ CO., LTD.) 法人番号 ○○○○○○○○○○○○○○ (電話番号) 03-○○○○-○○○○
その他特定又は 想定される事項	輸出者 □□□□株式会社 (□□□□ CO., LTD.) ○○○○国△△△市・・・・ (○○○○ △△△ ・・・・) 仕出国 ○○○○国、□□□国 その他 海上貨物により、大阪及び東京港からの輸入が予想される。

19 (2) 並行輸入に関する参考事項

外国における権利設定状況 【開示】	○○国、△△国
外国の権利者との関係 【開示の可否：□可、■否】	申立人に同じ
外国において製造されている 真正商品の特徴 (輸入価格 (FOB 価格) を含む) 【開示の可否：□可、■否】	真正品の特徴は添付資料 4「識別ポイントに係る資料」のとおり。 真正品の輸入価格は、ボストンバッグで@5~23 USD (FOB)、 リュックサックで@5~10 USD (FOB)
外国における権利の許諾関係 【開示の可否：■可、□否】	なし
その他の事項 (ライセンス契約の内容、ライセン シー、製造工場のリスト等) 【不開示】	カスタムス上海に日本を除くアジア地域での製造・販売を許諾している。 カスタムス上海の製造工場 「○○○○」(住所) 「××××」(住所) 「△△△△」(住所)

海外で権利設定している場合は記載してください。

該当事項があれば記載をお願いします。

20 (3) 訴訟等での争い 【開示】

輸入差止申立てに係る権利の内容について争いがある 【□有、■無】
争いがある場合は、その争いの内容

取締りに有効と思われる事項があれば記載をお願いします。

21 (4) その他の参考事項 【開示の可否：□可、■否】（適宜、参考資料等を添付する。）

上記 8 (1) 記載の予想される輸入者（株式会社〇〇〇）に対し、警告書を送付した（添付資料 5「警告書」参照）。

22 9. 添付資料等 添付する資料についてチェックをして資料名等を記載してください。

- ※ ■ 権利の登録原簿の謄本及び公報 【開示】
（著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき書類等（原本であることを要しない））
添付資料 1「登録原簿の謄本」及び添付資料 2「商標公報」
- 侵害の事実を疎明するための資料 【開示】
添付資料 3「侵害の事実を疎明するための資料」
- 識別ポイントに係る資料 【開示の可否：□可、■否】
添付資料 4「識別ポイントに係る資料」
- 判決書、仮処分決定通知書、特許庁の判定書の写し 【開示】
- 弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書等 【開示】
- その他の資料 【開示の可否：□可、■否】
（権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し及び並行輸入に関する資料等）
添付資料 5「警告書」
- 代理権に関する書類 【開示】
- 上記資料等の電磁的記録

代理人が輸入差止申立手続きを行う場合は、チェックをして「委任状」等の資料名を記載してください。

(注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出してください。

2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載してください。記載事項が多い場合は別紙を添付し、又は各欄を適宜広げて記載して差し支えありません。
3. 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
 - (1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
 - (2) 【開示】項目
認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。
 - (3) 【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」にレチェックをし又は□を■としてください。
4. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面（任意の様式）により提出してください。

税関記入欄

（規格 A4）

輸入差止申立書記載要領：商標権

全体にかかる注意事項

- ・ A4サイズで作成する。
- ・ 欄中に記載できない場合は別紙を添付することができる。別紙には別紙番号を付し、欄中には「別紙〇「△△」のとおり」などと記載する。
- ・ **「※」の付されている欄は必ず記載する。付されていない欄は任意記載である。**
- ・ 資料を添付する場合は、添付資料番号を付し、欄中には「添付資料〇「△△」参照」などと記載する。
- ・ **開示の可否等にかかるチェックボックスは欄中に記載事項が無い場合でもチェックする。**
- ・ チェックボックス（□）は、該当箇所をレチェック（☑）又は塗りつぶす（■）。
- ・ できるだけパソコン等で作成するのが望ましい。
- ・ 文字の大きさや間隔等は、見やすい大きさ、文字配列で作成する。

※項目（下線部）をクリックすると**記載例**にジャンプします。

1. 整理No.

- ・ 税関が記入するので、空欄にしておく。

2. 提出年月日

- ・ 輸入差止申立書を提出する日を記載する。郵送等の場合は発送する日を記載する。

3. 申立先税関

- ・ 輸入差止申立書を提出する税関長名を記載する。

4. 申立人（必須）

- ・ 住所欄には、郵便番号及び住所を記載する。
- ・ 氏名又は名称欄には、申立人の氏名（法人の場合には法人の名称）を記載する。
- ・ 住所及び氏名等については、登録原簿に記載されているとおりに記載する。
- ・ 法人番号又は国籍欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を保有する場合に記載する。外国人（外国法人）の場合には国籍を記載する。
- ・ 代理人が輸入差止申立手続を代理して行う場合には、申立人の下に続けて（代理人）と記載のうえ、代理人の住所、代理人の氏名又は名称、法人番号等を上記申立人の記載に準じて記載する。この場合、代理人に輸入差止申立ての手続を委任していることについて、委任の範囲が明示された代理権を証した書面を添付する。
- ・ （連絡先）欄には、申立てに関する連絡先を記載する。この場合、申立人、代理人の住所と異なる住所の場合には、住所（郵便番号）を追記する。申立てが受理された場合における認定手続に関する連絡先（通知書送付先）が申立てに関する連絡先と異なる場合には、連絡先の下に（認定手続の連絡先）と記載の上、上記連絡先欄に準じて記載する。

（例） 申立人【公表】

住所 〒〇〇〇〇－〇〇〇〇

東京都千代田区〇〇町×番△号 ABCDビル

氏名又は名称

株式会社カスタムス

法人番号又は国籍 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

（代理人）

〒〇〇〇〇－〇〇〇〇

東京都江東区青海△－×× 財務法律特許事務所

弁護士 財務 太郎

弁理士 財務 次郎

法人番号 ○○○○○○○○○○○○

(連絡先) 財務法律特許事務所

担当者 弁理士 財務 次郎

電話番号 03-△△△△-□□□□

電子メールアドレス【不開示】○○○○○○○○@△△△.××

5. 認定手続を執る税関長

- ・ 輸入差止申立てに基づき認定手続を執るべき税関から除く税関がある場合には、当該税関長名を抹消し又は二重線で消す。

6. 権利の種類（必須）

- ・ 商標権のチェックボックスをレチェック（☒）又は塗りつぶす（☐）。

7. 登録番号及び登録年月日（権利発生年月日）（必須）

- ・ 商標登録番号及び設定登録年月日を記載する。
- ・ 申立人が専用使用権者の場合は権利発生年月日の箇所に登録原簿に記載されている専用使用権の設定登録年月日（※）を記載する。申立人が専用使用権者でない場合は権利発生年月日の（ 年 月 日）はブランクのまま残しておく。
- ・ ※特許登録令施行規則等の改正により平成21年4月1日以降は、登録原簿の専用使用権の欄には受付年月日のみが記載されているため、受付年月日を記載する。

8. 権利の存続期間（必須）

- ・ 設定登録年月日～存続期間満了年月日を記載する（国際登録の場合は、本邦における登録年月日を始期として記載する）。

9. 権利の範囲（必須）

- ・ 輸入差止申立てに係る権利の商品区分、指定商品及び登録商標を記載する。
- ・ 商品区分及び指定商品は、申立ての対象となるもののみを記載し、その他の商品区分及び指定商品については、「添付資料1「登録原簿の謄本」及び添付資料2「商標公報」参照」と記載し省略する。また、商品区分及び指定商品が登録原簿に外国語で表記されている場合は、当該外国語と日本語を併記する。

【商品区分】登録原簿に記入されている商品区分を記載する。

【指定商品】登録原簿に記入されている指定商品を記載する。

【登録商標】商標公報のとおり記載するか、公報掲載の商標の画像を貼付する。

10. 権利者（必須）

- ・ 現在の権利者の住所、氏名又は名称、法人番号（保有する場合）、電話番号を記載する。住所及び氏名等については、登録原簿に記載されているとおりに記載する。外国語で表記されている場合は、当該外国語と日本語を併記する。
- ・ 商標権が共有の場合は、共有者の全てを記載する。

11. 専用使用権者（必須）

- ・ 専用使用権を設定している場合は専用使用権者の住所、氏名又は名称、法人番号（保有する場合）、電話番号を記載する。
- ・ 権利設定範囲の欄に、権利の内容・期間等を登録原簿に記載されているとおりに記載する。

12. 通常使用権者（必須）

- ・ 使用を許諾している者の他、権利者のために輸入を行う者を含めて、輸入差止めの対象から除外する輸入者等がある場合には、住所、氏名又は名称、法人番号（保有する場合）、電話番号及び許諾の範囲を記載する。

13. 輸入差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等（必須）

- ・ 具体的な品名を記載する。
- ・ 輸入統計品目番号（9桁）が分かれば記載する（任意）。

14. 侵害物品と認める理由（必須）

- ・ 侵害物品（差止対象品）の特定を行ったうえで、輸入差止申立てを行う物品を侵害物品と認める理由を記載する。
- ・ 「侵害の事実を疎明するための資料」（下記参照）を添付する。ただし、申立てを行う物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書を提出する場合は、添付は不要である。
- ・ 「侵害物品と認める理由」及び「侵害の事実を疎明するための資料」は、認定手続及び輸入差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸入者等の利害関係者に開示できる内容とする。
- ・ 侵害物品が複数種類ある場合には、原則としてそれぞれについて「侵害の事実を疎明するための資料」の中に記載する。

「侵害の事実を疎明するための資料」とは？

侵害すると認める物品の標章の使用の態様を示す写真等の資料であって、商品全体を観察できるもの（補足説明を含む）。なお、この場合、次の①及び②の事項が明らかになるよう留意する。

- ① 侵害すると認める物品に付された商標が登録商標と同一又は類似する商標であること
- ② 侵害すると認める物品が指定商品と同一又は類似する商品であること

15. 識別ポイント（必須）

- ・ 上記「侵害物品と認める理由」において特定した差止対象品の記載のほか、「真正商品」と「侵害すると認める物品」の識別ポイント及び識別方法（特有の表示、形状、包装等）を具体的、かつ、詳細に記載した資料（「識別ポイントに係る資料」）を添付する。

16. ライセンス料の基礎となる資料

- ・ 商標権の場合には記載は不要です。

17. 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間（必須）

- ・ 「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」欄には、4年以内の期間を記載する。また、希望する期間（□）にチェックを付し又は口を■とする。なお、不要な文字は抹消して差し支えない。
- ・ 登録料が納付されていない期間は有効な期間として受理されないため注意してください。

18. 侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項

- ・ 輸入差止申立ての時点において以下の事実を把握している場合に記載する。
- ・ 「予想される輸入者」については、住所、氏名又は名称、法人番号、電話番号等、判明している範囲で記載する。氏名又は名称については、アルファベット表記を判明している範囲で併記する。
- ・ 輸出者が判明している場合には、「その他特定又は想定される事項」に、氏名、住所等、判明している範囲で記載する。氏名及び住所については、アルファベット表記を判明している範囲で併記する。
- ・ 仕出国が判明している場合には、「その他特定又は想定される事項」に、判明している範囲で記載する。
- ・ 輸送形態、輸入港等、判明している範囲で「その他特定又は想定される事項」に記載する。
- ・ その他の情報がある場合は把握されている事実を「その他特定又は想定される事項」に記載する。
- ・ 判明していない場合は「不明」と記載する。

19. 並行輸入に関する参考事項

- 参考となるべき事項があれば、できる限り詳細に記載する。
 - ① 我が国以外で権利設定している国（地域）名
 - ② 権利者と外国権利者との関係
 - ③ 外国において製造されている真正商品の種類、国内で製造・販売されている商品との品質上の差異、真正商品の輸入価格等
 - ④ 海外にライセンサーや委託製造工場等がある場合は、当該ライセンサー及び製造工場名と契約内容等

20. 訴訟等での争い

- 申立てに係る権利に関して、訴訟・審判での争いがある場合は必ず記載する。
- ない場合は、「無」のチェックボックスをレチェック（☑）又は塗りつぶす（■）。

21. その他の参考事項

- 取締対象国を限定する、特定の会社を除外する等、その他参考となる事項があれば記載し、必要に応じ資料を添付する。
- 申立人（代理人）以外の者が侵害疑義物品の点検を行う場合は、点検実施者の担当者（所属、氏名）、電話番号及び電子メールのアドレスを記載する。

（例）（点検実施者）

株式会社カスタムスジャパン 知的財産課 関税 次郎

（連絡先）

〒〇〇〇-〇〇〇〇

東京都〇〇区〇〇町×番△号〇〇ビル

03-△△△△-□□□□

〇〇〇〇〇〇〇〇@△△△. ××

22. 添付資料等

（注意）

- ① 添付資料の右肩には必ず「添付資料〇」と資料番号を表示する。資料番号が共通する資料が複数ある場合には、「添付資料〇-1」等の枝番をそれぞれに表示する。
- ② 各添付資料に更に別紙等の資料を付ける場合には、資料名を「添付資料」とするのを避け、「別紙〇」又は「別添〇」等とする。

○登録原簿の謄本及び公報

- ・ 認証官印付きであることを要しない。
- ・ 資料の名称を記載する。

○侵害の事実を疎明するための資料

- ・ チェックボックスをレチェック（☑）又は塗りつぶし（■）、「添付資料3「侵害の事実を疎明するための資料」と記載する。

○識別ポイントに係る資料

- ・ 上記「侵害物品と認める理由」において特定した差止対象品の記載のほか、「真正商品」と「侵害すると認める物品」の識別ポイント及び識別方法（特有の表示、形状、包装等）。
- ・ チェックボックスをレチェック（☑）又は塗りつぶし（■）、「添付資料4「識別ポイントに係る資料」と記載する。

○判決書、仮処分決定通知書、特許庁の判定書の写し

- ・ 添付する場合はチェックボックスをレチェック（☑）又は塗りつぶし（■）、「添付資料〇「（書類の名称）」と記載する。

○ 弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書等

- ・ 本資料を提出した場合、本欄と共に「侵害の事実を疎明するための資料」欄もレチェック（☑）又は塗りつぶす（■）。
- ・ 資料の名称を記載する。

- その他の資料
 - ・ 上記以外の添付資料がある場合は、資料の名称を記載する。
- 代理権に関する書類
 - ・ 代理人が輸入差止申立手続きを行う場合は、委任の範囲を明示した代理権を証する書類を添付する。
- 上記資料等の電磁的記録
 - ・ 上記資料の一部又は全部を電磁的に作成しており、当該電磁的記録を適宜の媒体・手段によって提出が可能な場合に提出する。